

第10回国立国会図書館契約等監視委員会議事概要

| | | |
|----------------------|--|---|
| 開催日及び形式 | 令和3年11月19日（金）14時30分～16時30分 Web会議システムによるオンライン開催 | |
| 委員長及び委員 | 委員長 山本 清（鎌倉女子大学学術研究所教授） 委員 石田 晴美（文教大学経営学部教授、公認会計士） 委員 稲垣 隆一（弁護士） 委員 布施 伸枝（公認会計士） | |
| 議事の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約に係る手続の運用状況報告 ・抽出結果報告 ・抽出案件の説明及び審議 | |
| 審議対象契約期間 | 令和2年10月1日～令和3年9月30日 | |
| 抽出案件 | 6件 | （備考）総数300件 |
| 競争入札（工事） | 1件 | 契約件名：関西館本館エントランスカーテンウォール等改修工事 契約相手方：株式会社竹中工務店京都支店 契約金額：20,790,000円 契約締結日：令和3年9月15日 担当部局：関西館総務課 |
| 競争入札（物品役務） | 3件 | 契約件名：国立国会図書館関西館における資料の受理記録作成及び書誌データ作成等作業1式 契約相手方：凸版印刷株式会社 契約金額：23,100,000円 契約締結日：令和2年10月28日 担当部局：関西館総務課 |
| | | 契約件名：複写受託センター用電子式複写機 1式の購入 契約相手方：広友サービス株式会社 契約金額：14,168,000円 契約締結日：令和3年1月14日 担当部局：総務部会計課 |
| | | 契約件名：デジタル化業務システムのハードウェア 1式の購入 契約相手方：丸紅情報システムズ株式会社 契約金額：106,700,000円 契約締結日：令和3年4月21日 担当部局：総務部会計課 |
| 随意契約（物品役務） | 2件 | 契約件名：館内サービスシステムの導入 契約相手方：株式会社インターネットイニシアティブ 契約金額：335,500,000円 契約締結日：令和3年4月1日 担当部局：総務部会計課 |
| | | 契約件名：館内サービスシステムの賃貸借 契約相手方：株式会社インターネットイニシアティブ 契約金額：955,680,000円 契約締結日：令和3年4月1日 担当部局：総務部会計課 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 別紙のとおり | |
| 委員会による意見の具申又は勧告 | なし | |

別紙

| 主な意見・質問 | 回答等 |
|---|--|
| 【関西館本館エントランスカーテンウォール等改修工事】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価落札方式の選考過程について説明されたい。 ・ 参考見積の徴取が一者であった理由は何か。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考見積の徴取時期及び依頼先の選定については、事業者間の公平性を考慮すると改善の余地があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国立国会図書館工事総合落札方式の実施要領」に基づき実施している。 ・ 複数者へ依頼したものの、見積作成に人手（経費）がかかることもあり、入手ができたのは一者であった。 |
| 【国立国会図書館関西館における資料の受理記録作成及び書誌データ作成等作業1式】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定に当たり、参考見積を徴取しなかった理由は何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件作業は従来職員が実施していたものであり、積算は可能である。 |
| 【複写受託センター用電子式複写機 1式の購入】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 複写機という汎用品にもかかわらず、一者応札となった理由は何か。 ・ 購入ではなくリースにより調達した分もあるが、どのような経緯があるのか。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源的課題はあるものの費用対効果の観点から、中長期的な複写機更新計画を策定し、購入とするかリースとするかコスト効果が高い方法を都度検討すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当館の複写作業に求められる仕様は特殊である。特殊仕様への対応が困難であったことが一因と考える。 ・ 財源があった際にリースへまとめた分がある。それ以外は古くなったものから順次更新している。今回は、財源の関係からリースは検討していなかった。 |
| 【デジタル化業務システムのハードウェア 1式の購入】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ハードウェアであれば複数応札が見込まれるところ、一者応札となった理由は何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札関係資料は複数事業者へ配布しており、仕様も製品を限定するものではない。業界全体の人手不足や半導体不足の影響から応札を控える事業者が多かったと考える。 |
| 【館内サービスシステムの導入】、【館内サービスシステムの賃貸借】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約が分かれた理由は何か。 ・ 不落随意契約となった理由をどのように分析しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入一時経費分と複数年にわたる賃貸借分を分けて、一体で入札を行って契約している。 ・ 予定価格の算定に当たっては、複数者の見積徴取、予算要求時や前回実績との比較・検討を行ったものの、社会情勢の変化等もあり金額に乖離があったようだ。 |